

令和3年度奨学生募集のご案内（公募枠）

募集期間

2021年4月1日（木）～5月14日（金）

【大学への提出期限】

2021年4月30日（金）16時

【提出場所】 学生課奨学係

（注意：教務係ではありません）

募集人員

本年度新入学生20名以内

本年度は上記に加えて、eスポーツ、起業、音楽、芸術等を志す新入生の特別枠（10名以内）を設けます。なお、**2年生以上の募集は行っておりません。**

応募資格

奨学金の給与を受ける者（以下「奨学生」という）の資格は以下のいずれの条件にも該当する者とします。

[条件1]

大学（ただし、大学学部学生は、修業期間が4年以上の学部に限る。）に在学する学生で、志操堅実、学業成績優秀、身体強健でかつ、経済的理由により就学が困難（※）な者で下記の各号の一に該当する者の推薦のある者（ただし、本年度新入学生のみを対象とします。）

- 1) 出身学校長
- 2) 大学学長又は学部長

（その他所属する学科等の長も含むこととし、名称にはこだわらない）

※当財団は、主たる家計支持者の収入年額が、以下の「収入基準額表」に記載されている収入基準額以下であることを応募の条件としております。主たる家計支持者の収入年額が収入基準額を超える場合は、応募いただくことができませんのでご注意ください。

収入基準額表（令和3年度のみ使用できる）←※財団HPで確認すること

[条件2]

以下の「公益財団法人山田育英会奨学金給与規程」を遵守できる者

公益財団法人山田育英会奨学金給与規程（令和3年度のみ使用できる）←※財団HPで確認すること

[条件3]

以下の事項を確認し、ご了解いただける者

- 1.教育研修及び人材交流（夏と冬、年1～2回程度）に年度毎に1回以上参加することができる者（WEB参加も可能）。参加できない場合には指定する動画の視聴ができる者。
- 2.電子メールやWEBサイトを通じて行う当財団の連絡事項等に対応できる者。また、対応できない場合には奨学金の給与を取りやめることについて了解できる者。

奨学金給与額及び奨学期間

1. 奨学金給与額

奨学生には1人に付、1ヶ月下記の金額を給与します。なお、給与された奨学金の返還は不要です。

- 1) 大学学部学生 20,000円
- 2) 大学大学院修士課程学生 25,000円

2. 奨学期間

奨学生の在学する正規の最短修業期間とします。

※注 給与の中断及びとりやめについて

- 1) 奨学生が退学し、または停学処分を受けた場合は、給与をとりやめます。また休学、留年した場合ならびに必要な報告を怠り、または虚偽の報告を行った場合は、理事長の決定により、給与を中断あるいはとりやめます。
- 2) 奨学生が1年間で受講した科目の成績のうち、不可が3割を超えた場合は、理事長の決定により、奨学金の給与をとりやめます。

応募方法（東京藝術大学 学生向け）

① 下記、応募書類一式を学生課奨学係へ提出期限（4月30日）までに提出して下さい。

（推薦書は指導教員に依頼をすること）

② 推薦確定後、推薦書に学長印を押印したものを返却します。

推薦書受取後、各自財団応募フォーム（WEB）より財団募集期限（5月14日）までに応募してください。

【応募書類】

- 1) 公益財団法人山田育英会奨学生願書（藝大HPからダウンロード印刷のうえ使用すること。）
- 2) 公益財団法人山田育英会奨学生推薦書（藝大HPからダウンロード印刷のうえ使用すること。大学・高校どちらでも可。）
- 3) 学業成績証明書（大学生は高校3年時、大学院生は大学全学年のもの。）
- 4) 写真（奨学係へ提出する際は画像コピー可）
- 5) 所得証明書（市町村又は税務署発行の証明書で前年1月1日から12月31日までの所得を証明したもの。会社等の発行した源泉徴収票の写しや、税務署の受付印がある確定申告書の写しでも可。） ※主たる家計支持者の収入年額が「収入基準額表」に記載されている収入基準額を超える場合は、応募いただくことができませんのでご注意ください。
- 6) 課題論文（以下のテーマについて記載する。なお、形式については任意とし、原稿用紙に1,000～2,000字内で記載すること。）。
- 7) 学生証（大学（大学院）発行のもの）

【課題論文テーマ】

わたしの夢（これまでの生き方や経験をふまえてお書きください。）

※なお、特別枠に関する内容を論文テーマ（わたしの夢）にされる方が、特別枠での採用候補となります。（併せて通常枠での採用候補にもなります。）

※お送りいただいた書類は、奨学生の選考及び当財団の公益活動（奨学金の給与及び研修会・交流会の開催）以外の目的には使用致しません。

【選考と採用並びに奨学金の給与時期及び交付方法について】

1. 選考と採用について

当財団選考委員会の書類選考を経て当財団理事長が採用を決定するものとします。

採用通知は、応募フォームにて登録されたメールアドレス宛に6月末までに行います。

※事情によっては登録された住所宛に書類を送付する可能性もあります。

2. 奨学金の給与時期及び交付方法について

原則として年間給与額を4回（但し1年生は3回）に分けて、以下のいずれかの方法により交付します。

1) 在学大学の学長、または学部長を經由して本人に給与する。

2) 本人名義の銀行口座に振り込む方法により本人に給与する。

なお、給与された奨学金の返還は不要です。

学業成績及び生活状況等の報告について

奨学生は、毎学年度末から1ヶ月以内に、学業成績表及び生活状況報告書並びに進級状況を証明する書面を当財団理事長宛へ提出しなければなりません。

また、奨学生は、以下のいずれかに該当する場合は、直ちに当財団理事長宛へ届け出なければなりません。

1) 休学、復学、留年、転学または退学したとき。

2) 停学その他の処分を受けたとき。

教育研修及び人材交流に関する事業について

当財団では、奨学生を対象に研修会及び交流会を開催致します。

詳細につきましては、別途お知らせ致します。